



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	カナダの先住民族教育における脱植民地戦略 : ブリティッシュコロンビア州の学校教育を中心に
Author(s)	広瀬, 健一郎
Relation	多文化世界におけるアイデンティティと文化的アイコン : 民族・言語・国民を中心に Identity and Cultural Icons in a Multicultural World : Ethnicity, language, nation
Issue Date	2020-03-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/77227
Type	journal article
File Information	3.pdf



カナダの先住民族教育における脱植民地戦略 —ブリティッシュコロンビア州の学校教育を中心に—

広瀬 健一郎（鹿児島純心女子大学）

The Strategies of Decolonizing Indigenous Education in Canada: The Case of School Education in British Columbia

Kenichiro HIROSE (Kagoshima Immaculate Heart University)

<SUMMARY>

The purpose of this article is to discuss how the Knowledge of the Canadian Indigenous peoples has been transmitted mainly through school education in British Columbia (BC). First, I point out that the purpose of teaching Indigenous languages and cultures is not political separation, but rather Indigenous peoples' survival in mainstream society. Second, I discuss the approval of Indigenous languages and Indigenous Studies as legitimate subjects, the integration of Indigenous contents into all subjects and the approval of an English subject developed based on Indigenous content, including epistemology, as a legitimate independent subject. Third, I discuss about types of higher education within the ambit of Indigenous Education: Indigenous Studies Departments in public universities, the teacher education system on Indigenous Languages and Cultures, other certificates or diplomas on Indigenous peoples granted by public universities in BC, and Indigenous-controlled Institutions in local Indigenous communities. Finally, I discuss about the transmission of Traditional Indigenous Knowledge in school education as well as communities. Based on the above discussions, I point out the importance of approving Ainu Studies courses as legitimate subjects, transmission on *Ainu Puri* (Ainu style of life and thinking) , self-determination in Ainu education by Ainu peoples, and support for and understanding of Ainu people and their initiatives by Japanese society.

本稿の目的は、カナダ先住民族の「知」の継承がどのような形で展開しているのかを、筆者が研究フィールドにしてきたブリティッシュコロンビア州の学校教育を中心に論じることである。また、ブリティッシュコロンビア州の事例から、アイヌ民族の知の継承に対してどのような示唆が得られるのか、考察することとする。ここで言う先住民族の「知」とは、先住民族の言語や世界観、文化、歴史的記憶、伝統的生態学的知識、先住民族独自の認識論等、先住民族に関する知識の総体を指すものとする。

カナダ国家の建設過程は、先住民族の「知」の破壊の過程であった。1998年に、ジェーン・スチュアートインディアン北方開発大臣は、「一国として、わたしたちは、先住民族のアイデンティティを減退させ、その言葉と文化を抑圧し、結果として霊的な実践を違法とした過去の行

いを重荷として背負っているのです。わたしたちは、このような行いが、かつて自己充足していたネーションを分解し、崩壊させ、追い込むという影響を与えたこと、あるいは、伝統的なテリトリーの没収や先住民族の強制移住、インディアン法のいくつかの条文によって、まさに破壊したのだといこうとを認めねばなりません」と述べている（広瀬 2010、22 頁）。2008 年には、とりわけ、「インディアン寄宿舎学校」への強制就学が、言語、文化の破壊にとどまらず、「インディアンをその子ども時代に殺すこと」であったとして（同上、13 頁）、すなわち民族抹殺策であったとして、スティーヴン・ハーパー首相が、元インディアン寄宿舎学校生徒に、公式謝罪をするに至っている。

カナダの先住民族は、このような民族抹殺政策の中、先住民族の「知」の破壊の拠点ともいうべき学校において、「知」の継承復興を目指した取り組みを展開してきた。そこでは、植民地主義的な学校教育を脱植民地化し、先住民族化（Indigenization）することが目指されてきた。本稿は、このような脱植民地化の試みの具体的像を描くとともに、このような試みがどのような理念のもとに、いかに実現してきたのかを、先住民族とカナダ社会の相互の関わり合いに注目しながら論じようとするものである。

ここで、行論に必要な先住民族教育制度を説明しておく。本稿で言う先住民族とは、「ファーストネーションズ」と呼ばれる人々を指す、「ファーストネーションズ」とは、いわゆる「インディアン」のことであるが、「ファーストネーションズ」の自治体を指すこともある。ファーストネーションズの人々には、カナダ政府が設置した先住民族指定居住地に居住する人とそうでない人がいる。先住民族居住地に住み、「インディアン戸籍簿」に登録されている人々は、「1867 年憲法（*Constitution Act 1867*）」上、連邦政府の専属的立法権能の下におかれ、州法は適用されない。したがって、指定居住地の学校の設置や運営費用は、連邦政府が支出する。またカリキュラムの編成権限も、インディアン法上、連邦政府にある。したがって、州教育省のカリキュラムに従う必要はなく、州教育省も、指定居住地の学校教育に介入する権限をもたない。なお、先住民族指定居住地を行政単位とする「ファーストネーションズ」の自治体を、本稿では先住民族自治体と呼ぶこととする。

とは言え、指定居住地の学校の卒業資格が州の卒業資格と同等とみなされるためには、州のカリキュラムを受け入れなければならない。大学進学要件等は州のカリキュラムを踏まえたものであるから、大学進学要件を満たすためには、州のカリキュラムと同等の教育内容をもったカリキュラムを編成しなければならない。また、連邦政府も、先住民族自治体に対する教育費交付の条件に、州のカリキュラムと対等な教育を提供することを求めてきた。したがって、指定居住地の学校は州政府のカリキュラムに従う義務はないものの、事実上、州政府のカリキュラムを受け入れざるを得ない状況にある。

今ひとつ考えておくべきことは、指定居住地に住む先住民族の児童生徒の中には、指定居住地近傍の公私立学校に通うものもいることである。この児童生徒は連邦政府の管轄下にあるこ

とから、連邦政府は、この児童生徒たちの教育費を当該の地方教育委員会または当該の州政府に交付する。この際に取り交わされる合意文書を「授業料協定 (Tuition Agreement)」といい、先住民族児童生徒に対する教育内容等が取り決められる。連邦政府は州政府の教育に対して介入することは憲法上できず、「授業料協定」の範囲内でしか発言することはできない。

インディアン法のもとでは、先住民族自身が意思決定をする余地はない。同法のもとで、先住民族自治体が運営し、カリキュラム編成を行う民族学校が存在したり、州政府と「授業料協定」を締結したりする先住民族自治体（先住民族自治体）が存在しているが、あくまでも連邦政府と州政府の「好意」によるものである。

1. 先住民族による教育の脱植民地化の思想

全国の指定居住地に住む先住民族が、教育政策に対する意思表示をしたのは、1972 年のことである。指定居住地に住む先住民族の全国組織である全国インディアン協会 (National Indian Brotherhood) は、1972 年 12 月、カナダ政府に対し、『インディアン教育はインディアンの手で (Indian Control of Indian Control)』を提出した。その前文には、次のようにある。

インディアン伝統では、子どもたちがよき人生を送るために必要なことをすべて学べるよう、大人には子どもの学習を見守る責任がある。われらの祖先は、祖先たちの社会で立派な人となり、よき人生を送るための知恵を、しっかりともっていた。われわれ現代のインディアンも、祖先たちのように、幸福や充足というのは、自分自身の中にあるプライドに、人間同士を理解することに、自然と調和して生きていくことに由来するものだということを、子どもたちが学ぶことを希求する。このことは 20 世紀を生き抜くために必要なレッスンである。(中略) われらは、子どもたちが自分自身を知るとともに、誇りをもてるような知識を、そして自分たちをとりまく世界を理解できるような知識を与える教育を希求する。(NIB 1973, p.1)

ここで注目すべきは、先住民族が求めているのは、「20 世紀を生き抜くためのレッスン」となるような教育であり、「自分自身を知るとともに、誇りをもてるような知識」とともに、「自分たちをとりまく世界を理解できるような知識を与える教育」であるとの主張である。すなわち、現代社会を理解し、現代社会を生き抜く力を育むことを求めていたのであった。そのためにも、「自分自身を知るとともに、誇りをもてるような知識」を授けることが必要だと考えられていたのである。『インディアン教育はインディアンの手で』は先住民族言語や文化の教授をカリキュラムの中に位置づけることを主張していたが、それは、現代社会を生き抜く力を育むためであり、主流社会からの異化を目指したものではない。

1967 年に発表された『ホーソーン報告書 (Hawthorn Report)』によれば、小学校 1 年生の 80%

が留年し、長い者では、留年を3回繰り返す者もいたという。1972年度に中等学校の最終学年に在籍していた者は、同一年齢人口の16.2%に過ぎなかった。ホーソーンは、先住民族児童生徒の出席率の低さの原因の一つに、人種差別を挙げていた（広瀬 2006）。このような中において、「自分自身を知るとともに、誇りをもてるような知識」を身に着けることは、学校教育の前提条件であり、そのためにこそ、先住民族の言語や文化の教授が求められたのである。

一方、連邦政府は1967年には、先住民族言語・文化の授業を導入していた。州政府においても、BC州政府では、1967年に先住民族の神話を扱った図書を学校用図書に指定し、1968年には、特別カリキュラムコンサルタントなる役職を設け、先住民族学習の導入を図っていた。このような動向は、1972年に発表される多文化主義政策の成立過程と軌を一にしたものであった（広瀬 2015）。これに対し、全国インディアン協会は、単に先住民族学習の導入を提起したのではなく、教育自治のもとでの先住民族学習の導入を主張したのであった。「教育は先住民族の手で行う」との主張に、多文化主義政策における先住民族学習との根本的な違いがある。

『インディアン教育はインディアンの手で』には、「子どもたちの教育は自分たちの手で行うというわれらの権利を蘇らせなければならない。（中略）現代生活に適応するような、インディアンの価値観にもとづく相応しい教育思想を発展させることができるのは、インディアンの民だけである、とわれらは断言する。一方、指定居住地に居住していようといまいと、登録インディアンに対し、あらゆるタイプ、あらゆる改訂の教育を提供する財政上の責任は連邦政府にある」と述べられている（NIB, *op. cit.*, p.3.）。自分たちの手で教育を行う＝教育自治は先住民族の権利であり、権利の行使を財政的に保障するのは連邦政府の責任だと主張した。

1973年2月、政府はこの提案を受け入れる旨を表明し、以後、現在に至るまで、教育自治は、連邦政府の基本方針となっている。1973年以後、指定居住地に先住民族自治体が運営する学校が設置されてゆく（広瀬、下村 2003）。1976年には二言語二文化プログラムを導入し、とりわけ先住民族言語を母語とする児童生徒に、教授言語を先住民族言語から英語へと段階的に移行させていくことを目的とするプログラムを導入した（広瀬、岸上、下村 2006）。一般の公私立学校においても、1992年に発表された調査によれば、先住民族言語を母語とする地域には二言語二文化教育が導入されている。この他、インディアン史、インディアン文化、インディアン芸術等をカリキュラムに位置づける教育委員会も多数表れている（Kirkness and Bowman 1992）。

しかしながら、このような動向は、必ずしも先住民族の教育自治を保障するものではなかった。先住民族学校の場合、たしかに学校運営は先住民族自治体が行ってはいたが、カリキュラムは州政府のカリキュラムに準拠せねばならない等、様々な制約が存在した。また、一般の公私立学校に就学している児童生徒の教育について、先住民族の自治権限はきわめて限定されていた（広瀬、下村 2003）。僅かに地方教育委員会に特別議席を設けている例があるが、こうした例は極めて少なかった（Kirkness and Bowman, *op. cit.*）。

このような現実のもと、先住民族は教育自治権の保障を追求してきた。1988年にファースト

ネーションズ議会（Assembly of First Nation : NIB の後身団体）は「ファーストネーションズ教育自治権限宣言（*A Statement of First Nations Jurisdiction Over Education*）」を発して、教育自治権保障を訴えた（広瀬、下村 2003）。2009 年には、「ファーストネーションズ教育はファーストネーションズの手で（*First Nations Control of First Nations Education*）」を発し、「生涯にわたる学習のあらゆる段階におけるあらゆるレベルの教育プログラムやサービス」が、教育自治のもとに提供されなければならないと主張した（AFN 2009, p.3）。

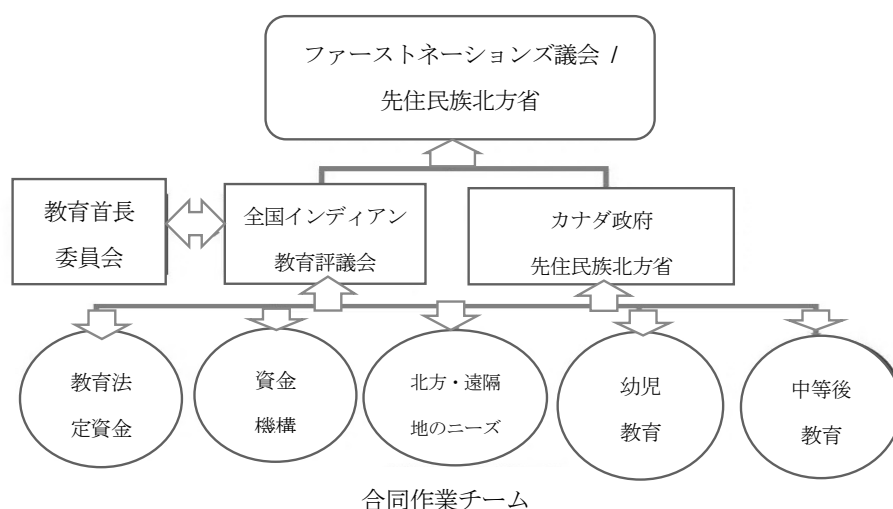


図1．先住民政策の協議機構とプロセス

（出展）ファーストネーションズ議会のウェブサイト掲載の図より、筆者作成

<<https://www.afn.ca/policy-sectors/education/>>2020 年 1 月 31 日採取。

2016 年 11 月 15 日、ファーストネーションズ議会教育首長委員会（Chiefs Committee on Education）は、先住民北方省との間に、ホリスティックで、先住民文化に根差し、かつ高い学力を保障することを目的とした教育予算編成を目的とする緊密連携体制をとることに合意し、図1のような政策意思決定の仕組みを構築した。ここには、国家予算の編成にまで、先住民代表と連邦政府の官僚とが対等な立場で協議する仕組みがある（広瀬 2019）。これは、教育自治保障の現段階での到達点である。カナダの先住民教育政策は、先住民側の、あくことのない教育自治要求を根底に抱きながら展開してきた。ここに、カナダの先住民教育の特色がある。

2．公立初等・中等学校における脱植民地化の教育実践—BC 州の場合

BC 教育省は、1979 年、「インディアン教育政策宣言」を策定し、州政府管下の学校に就学する先住民の子どもたちに対し、州政府のカリキュラムに先住民の子どもたちの文化、歴史、

現代の暮らしが反映するようにすることや「先住インディアン学習コースや学習教材の開発への先住インディアンコミュニティの参画を奨励すること」、「二言語二文化教育の開発や実施を支援すること」、中途退学した先住民族生徒を支援したり、中途退学を避けるための教育プログラムを策定したりすること等を謳った (CEA 1984, p.30)。また BC 教育省は、「BC インディアン教育プログラム」を策定し、先住民族言語・文化の学習プログラムの開発支援に着手し、1983 年の時点で、51 の学区教育委員会がこのプログラム開発に参加していた。第 39 学区では、1982 年に先住民族の歴史、文化、ライフスタイル、哲学を核学習内容の核とするオールタナティブ・スクールが創設されている (More 1983)。

このような学区教育委員会の中には、先住民族言語・文化学習プログラムの履修に対して単位を認定するところも現れた。1989 年の時点では、管見の限りではあるが、「先住民学習 9 年生および「先住民学習 10 年生」(第 55 学区)、「ストーロープロジェクト・インディアン文化教育プログラム」(第 32 学区)がある。また、単位としては認められていないが、「チルコッチン学習 11 年生」、「シェスワップ学習 11 年生」の履修が、ブリティッシュコロンビア大学の入学試験要件科目「現代の言語」の一つとして認められている。

BC 教育省は、1995 年のカリキュラム改訂時、社会科の一科目として「BC ファーストネーションズ科 12 年生 (B.C. First Nations Studies 12)」を設け、中等学校修了要件となる選択必修科目とした (BC Ministry of Education n.d., BC Ministry of Education 2006)。さらに 2018 年のカリキュラム改訂では「BC ファーストネーション科 12 年生」を廃し、新たに「BC 先住民族科 12 年生 (B.C. First Peoples 12)」と「現代先住民族学 12 年生 (Contemporary Indigenous Studies 12)」のふたつの選択必修科目を設置した。

「BC 先住民族科 12 年生」の教育内容の大項目を列举すると、以下のとおりである。

- ・BC 先住民族のアイデンティティや世界観、言語は、大地との先住民族のつながりをとおして、更新されたり、持続されたり、または変容したりするものである。
- ・植民主義との接触は、現在も、BC 先住民族の暮らしに、政治的、社会的、経済的な影響を与え続けている。
- ・BC 先住民族の文化的表現は、BC 先住民族の豊かさ、多様性、耐性を伝えるものである。
- ・自治、リーダーシップ、自己決定を通して、BC 先住民族は、今も続くカナダの植民地主義に立ち向かい、抵抗している。(BC Ministry of Education 2018a, p.1)

ここに明らかなように、本科目は、カナダが、先住民族に対して植民地主義的支配を及ぼしていることを明確に打ち出している。先住民族に対する植民地主義的支配がどのようなものであり、先住民族はこれにどのように抗し、闘っているのかを理解させよることを通じて、先住民族とはどのような人たちなのかを総合的に理解させようとしている。

これらの大項目のもとに設定された教育内容は、以下のとおりである。

- ・ BC 州のファーストネーションズの伝統的領土と大地との関係
- ・ BC 州の先住民族の口承伝統の役割
- ・ 各地の BC 州の先住民族間における、および、非先住民族とのアイデアや実践、材料の歴史的交換の影響
- ・ BC 州の先住民族に影響を与えてきた、ないし、今も与え続けている州政府および連邦政府の政策と実践および植民地主義に対する BC 州の先住民族の対応
- ・ 植民地主義に対する BC 先住民族の耐性
- ・ BC 州の先住民族の言語や文化、自己決定の継承に挑戦したり、これらを支援したりする際のメディアの重要性と役割
- ・ BC 州の先住民族の伝統的統治機構と現代の統治機構の共通点と違い
- ・ BC 州の先住民族が直面している現代的な困難（植民地主義の遺産を含む）(ibid)

このうち、「BC 州の先住民族の言語や文化、自己決定の継承に挑戦したり、これらを支援したりする際のメディアの重要性と役割」という内容から、先住民族に関する出来事を学ぶだけでなく、先住民族の脱植民地化の取り組みに対する支援のあり方を考えさせるものとなっている。社会科共通の目的のひとつに、「過去と現在における行為についての倫理的判断を熟考させること。また、倫理的判断を記憶にとどめたり、そのような判断に反応したりする適切な方法を見極めさせる」というものがある (ibid)。本科目は、先住民族政策に対する倫理的判断を培うことを目指している。

「現代先住民族科 12 年生」の教育内容の大項目および教育内容は、以下のとおりである。

[大項目]

- ・ 先住民族のアイデンティティや世界観、言語は、大地との先住民族のつながりをとおして、更新されたり、持続されたり、または変容したりするものである。
- ・ 今に続く植民地主義にもかかわらず、先住民族は、精神的、情緒的、身体的、靈的な幸福の回復を要求している。
- ・ 先住民族は、自己決定権を唱え、強く主張し続けている。
- ・ 先住民族との和解は、すべての植民地社会が共に植民地支配の傷を癒すことに取り組むとともに、先住民族に対する不公正を解決することに取り組むことを要求している。

[内容]

生徒は以下のことを知ることが期待されている。

- ・ 先住民族の様々なアイデンティティ、世界観、家族との結びつき、人間関係、言語、

文化、大地との相互接続の重要性

- ・先住民族のアイデンティティや世界観を持続する要因や持続が困難になる要因
- ・植民地主義の局面における先住民族の回復力とサバイバル
- ・コミュニティ開発、パートナーシップ、経済的機会の統制
- ・先住民族とカナダの諸政府との関係や海外における不公正への対応
- ・カナダや海外における真実、癒し、和解を通じた、先住民族とカナダ社会や世界との関係のバランスの回復 (BC Ministry of Education 2018b, p.1)

学習内容の「先住民族とカナダの諸政府との関係や海外における不公正への対応」の項目では、国連先住民族権利宣言を題材例に取り上げている。また、カナダ諸政府との関係に関わって、インディアン寄宿舎学校解決協定や真実究明・和解委員会を題材例に取り上げている。「真実、癒し、和解を通じた、先住民族とカナダ社会や世界との関係のバランスの回復」の項目には、授業の題材として、真実究明・和解委員会の「勧告」が取り上げられている。先住民族が現在、まさに直面している先住民権やインディアン寄宿舎学校の負の遺産への対応について、体系的に学ぶ内容となっている。

BC 教育省は、「第 2 言語」の中に、先住民族の諸言語を正規科目として位置付けている。「第 2 言語」の教科には「国際言語」があり、「アメリカ手話」、「フランス語」、「ドイツ語」、「イタリア語」、「日本語」、「中国語（北京語）」、「パンジャビ語」、「スペイン語」を正規の選択必修科目として位置付けている。州政府は、これらの言語以外にも、地方教育委員会が、地域の実情に合わせて、ロシア語やクロアチア語、アラビア語、先住民族言語など、任意の言語を第 2 言語科目とすることを認めている（広瀬 2014）。1998 年、シュタティムセト語上流方言が先住民族言語としてはじめて第 2 言語科目として認可され、これまでに 17 の先住民族言語が第 2 言語科目として認可されている（Government of B.C. n.d.）。

1998 年、BC 教育省は、『学習の共有—BC 先住民族に関する学習内容の統合 幼稚園から 10 年生まで (Shared Learnings: Integrating BC Aboriginal Content K-10)』なる教材を作成した。これは幼稚園から 10 年生までの様々な教科目のカリキュラムに、先住民族に関する学習内容を位置づけた指導プラン集である。たとえば幼稚園から 3 年生の「英語」のカリキュラムに「先住民族の昔ばなし」を位置づけたり、4 年生から 7 年生の「英語」のカリキュラムには「メディアにおける先住民族への偏見」というテーマを位置づけたりする指導プランが紹介されている（BC Ministry of Education, 1998）。この他、2006 年の改訂では、様々な教科を総合する「総合的な学習 (Cross-Curricular)」の主題のひとつとして「先住民族学習カリキュラム総合プロジェクト (Aboriginal Curriculum Integration Project)」が掲げられ、具体的なカリキュラム案が提起されている（広瀬 2014）。

BC 州の先住民族自治体の代表者らで組織するファーストネーションズ教育運営委員会 (First

Nations Education Steering Committee) は、12 年生の英語科の単位取得が先住民族生徒にとって困難であることを踏まえて、『英語 12 年生—先住民族 (English 12 First Peoples)』なる科目の創設を構想し、2008 年、正規の科目となった (BC Ministry of Education 2008)。現在、この科目は、「先住民族の口承文芸や詩、歌、表現、映像、散文といった様々な形式の文によって明らかになる先住民族の経験や価値観、信念、生きられた現実に焦点をあてる」ものだと言い、「先住民族が創作した、ないし、先住民族とともに創作した歴史的文書や現代文等の真正の先住民族の声に、その焦点をあてていること」が、この科目の鍵となる特色なのだという (BC Ministry of Education 2018d, p.1)。主な学習目標は、以下のとおりである。

生徒は、

- ・ 地元のファーストネーションズやメイティのコミュニティといった先住民族文化の多様性に根差した文章を検討する、
- ・ 様々な文脈の中で、効果的にコミュニケーションを行う能力を広げる、
- ・ 変わりゆく世界の中で自分自身や他者に対する理解を深める、
- ・ 自らのアイデンティティを形成している、また、形成しつづける多様な要素についての洞察を得る、
- ・ 先住民族の真正な文を通して、自己を表現することの大切さを認識する、
- ・ 先住民族の知恵と物の見方に対する深い理解を築くことによって、先住民族との和解に貢献する、
- ・ 教養のあるカナダ人となることや教養のある地球市民になることが何を意味するかについての理解を広げる。(ibid.)

先住民族の文化に根差した題材を教材にして、英語のスキルのみならず、自分自身や他者に対する理解を深め、共生する力を培い、あわせて、生徒の人間形成を図ろうとしている。このような教材観は、「インディアン教育はインディアンの手で」の文中にみられる「われらは、子どもたちが自分自身を知るとともに、誇りをもてるような知識を、そして自分たちをとりまく世界を理解できるような知識を与える教育を希求する。」という文言に通ずるものがある。また、「先住民族との和解に貢献する」という文言から、この科目が非先住民族生徒をも対象としていることが窺える。

さらに、ファーストネーションズ教育運営委員会は、数学や理科も、先住民族の認識論の観点で教授することを提案してきた (FNESC 2011, FNESC and FNSA 2016)。このような提案は、2018 年のカリキュラム改訂に反映されている。BC 教育省は、「BC 州カリキュラム改革のハイライト」のひとつとして、「先住民の視点と知識」を前面に掲げ、「先住民族の文化と視点が学習分野全般に組み込まれています。たとえば、「先住民の知識の習得の原理」を反映したカリキ

ュラムでは、地域に根差した学習や先住民伝来の認識方法に力点を置きます。」と説明している（BC Ministry of Education 2018e, p.1）。ここで言う先住民族の「知識」とは、先住民族の伝統的知識（Indigenous Knowledge）」のことである（Province of BC n.d.b）。

1999 年、BC 教育省は、教育省、地方教育委員会、先住民族自治体の 3 者によって先住民族児童生徒の教育目標や教育内容を定める「先住民族教育改善協定（Aboriginal Education Improvement Agreement）」を導入した（広瀬 2003）。第 68（ナナイモーレディスマス）学区教育委員会は、この協定を通じて先住民族言語・文化の授業を導入した。第 68（ナナイモーレディスマス）学区教育委員会の先住民族教育担当者は、その成果を次のように述べている。

ナナイモ・レディスマス学区では、先住民族の中等学校卒業率が 1999 年の 28%から 45%へ上がっている（中略）先住民族ではない生徒や教員、生徒全員が先住民族文化について認識することは、先住民族文化学習プログラムをすすめる上で重要な側面である。本学区では、先住民族生徒数が多い中等学校 2 校でフルクィナム語を教えており、先住民族、非先住民族、どちらも非常によく出席している。先住民族自治体は、先住民族生徒の学校への帰属意識を熱心に支援するようになっており、学校の内外で伝統文化行事を開催している。（中略）本学区では、毎年春に、先住民族学習者表彰セレモニーを、アカデミー科目、芸術科目、特別活動で最も顕著な伸びがみられた生徒、もっとも学力の改善が著しかった生徒がいた場合には、その生徒の在籍する学校で開催している。

（Nanaimo Daily News 2004）

この発言は、先住民族言語や文化を、先住民族生徒と非先住民族生徒とが共に学ぶことが、先住民族生徒にとって、学校が快適な場となる上で重要であることを示唆している。また、地域住民が先住民族生徒の成功を喜び、祝う仕組みがあることも重要であろう。先住民族児童生徒の学力保障には、教科目の柔軟性だけでなく、学校への帰属意識や地域社会の学校教育への参画が重要であることを示唆している。「先住民族教育改善協定」は、現在、「先住民族教育向上協定（Aboriginal Education Enhancement Agreement）と名を変えて、2016 年 6 月現在で 47 の地方教育委員会で行われている（Province of BC n.d.c）。

先住民族の言語や文化を単に教授するだけでなく、正規の教科目となってきたことが重要である。先住民族の言語や文化を正規教科目とすることは、卒業判定や大学入試要件の変更を迫ることになる。先住民族関連教科の内容に注目すると、あるべき先住民族認識や先住民族に関わる歴史認識、先住民族の置かれている現実に対する認識が明らかにされることになる。学校教育を通じた先住民族の知の継承は、学校教育制度そのものの変容を推し進めてきたのである。カナダ社会全体の先住民族に対する認識に変容を迫ることになる。学校教育を通じた先住民族の知の継承は、学校教育制度そのものの変容を推し進めてきた。そしてこのような変容の多く

が、BC 州教育省と先住民族団体、なかんずくファーストネーションズ教育運営委員会ないし先住民族自治体との間の合意を通じて展開してきたことが重要である。

3. 高等教育の脱植民地化に向けた教育実践

①先住民族関連学科の設置

表1は、ノーザンブリティッシュコロンビア大学ファーストネーション学科のカリキュラムである。レベル100・200科目群の選択科目を見ると、先住民族言語・文化に関する科目が非常に多く配列されている。ノーザンブリティッシュコロンビア大学では、先住民族研究の基礎として先住民族言語・文化を集中的に学ばそうとしている。この他、BC州内には、先住民族研究に関する学科をもつ大学が5つある。ブリティッシュコロンビア大学、ビクトリア大学、サイモンフレーザー大学、バンクーバアイランド大学である。多くは先住民族学科ないしファーストネーション学科であるが、ブリティッシュコロンビア大学では、文学部に先住民族学科の他、ムスキアム言語文化学科とSLAISファーストネーション学科が、教育学部には先住民族教員養成課程が、法学部には先住民族法律学科と先住民族コミュニティ法律相談学科が設置されている。ヴィクトリア大学教育学部には先住民族教育学科が設置されている。このことは、カナダのアカデミズムには、「先住民族研究」という学問が確立していることを示唆する（広瀬 2018）。

表1. ファーストネーション学科（ノーザンブリティッシュコロンビア大学）のカリキュラム

レベル100・200科目群（27単位以上：およそ9科目以上）
必修科目：カナダの先住民族、ファーストネーション研究の射程
選択必修科目（任意の1科目）
ファーストネーション言語レベル1、ファーストネーション言語レベル2、又はNisga'a語レベル1、Nisga'a語レベル2、Dekelh/Carrier語レベル1、Dekelh/Carrier語レベル2、Haisla語レベル1、Haisla語レベル2、Tsimshian語レベル1、Tsimshian語レベル2、ファーストネーション文化レベル1、ファーストネーション文化レベル2、Dekelh/Carrier文化レベル1、Dekelh/Carrier文化レベル2、Tsimshian文化レベル1、Tsimshian文化レベル2、Nisga'a文化レベル1、Nisga'a文化レベル2、メイティ研究レベル1、メイティ研究レベル2
選択科目（任意の科目18単位以上：およそ6科目以上）
Gitxsanimx語レベル1、Gitxsanimx語レベル2、Gitxsanimx文化レベル1、Gitxsanimx文化レベル2、ファーストネーション言語レベル3、ファーストネーション言語レベル4、ファーストネーション文化レベル3、ファーストネーション文化レベル4、ファーストネーション語イマージョン、先住民族医療I、先住民族医療II、先住民族健康哲学、ファーストネーション口承文学、伝統的生態学的知識入門、先住民族コミュニティの諸問題
レベル300・400科目群（21単位以上）
必修科目
ファーストネーション学研究法 ファーストネーション研究インターンシップ
選択択科目（任意の科目15単位以上：およそ5科目以上）
BCファーストネーション芸術・物質文化、ファーストネーションの健康とヒーリング、ファーストネーションの宗教・哲学、先住民族環境哲学、先住民族女性学入門、先住民族健康マネジメント、ファーストネーション言語構造論、法と先住民族、ファーストネーション芸術・物質文化特論、政治経済とファーストネーション女性、先住民族女性学特論、ファーストネーションの歌と詩、ファーストネーション文学、オーラルヒストリー、ファーストネーション研究特論他

（出典）広瀬（2018）26頁。

②先住民族言語・文化教員免許状の創設

1990 年、先住民族自治体の代表者と教員免許認定団体である BC 教員協会 (BC College of Teachers) との間で協議が行われ、1990 年、BC 政府は「教員職員法」を改正し、「ファーストネーションズ言語教員免許状」を創設した。この法律は、教育省教員規則課のもとで、先住民族言語ごとに「ファーストネーションズ言語当局 (First Nations Language Authority)」を組織し、この言語当局が先住民族言語に流暢であると認定した者に教員免許状を交付するものである。しかしながら、この免許状を受ける者は、必ずしも教育学的な知識を必要としないことから、ファーストネーションズ言語教員から教育学的な専門訓練を求める声があがっていた。そこで、ファーストネーションズ教育運営委員会と BC 教員協会との間で協議がすすめられ、1999 年、「ファーストネーションズ言語文化教員基礎免許状 (Developmental Standard Term Certificate: First Nations Language and Culture)」が新設された。各先住民族自治体は、最終合意にもとづいて BC 教員協会と協議をはじめ、最初の「ファーストネーションズ言語文化教員基礎免許養成課程」として、2001 年、ストーロー語ストーロー文化教員基礎免許養成課程が設置された。これまでに 13 のファーストネーションズ言語文化教員養成課程が設置されている。さらに、この基礎免許状養成課程を母体にして教育学関連の専門科目をさらに履修することで、幼稚園から 12 年生までを対象とするファーストネーションズ言語文化教員専門免許状を取得することができる。このような教員養成課程が、ビクトリア大学教育学部先住民族教育学科に設置されている (広瀬 2018)。

③先住民族関連資格・免許の創設

表 2 は、州立大学で取得できる先住民族関連の免許や資格である。これらの免許や資格には、教員免許状のように、大学以外の公的機関が承認するものと、大学が独自に創設した資格と思われるものがある。付与する免許・資格として、“Diploma”を与えるものと “Certificate”を与えるものがある。Diploma と Certificate の両者は必ずしも質的な差があるわけではなく、たとえば先住民族言語の上達を示す資格・免許には、“Diploma”を与える大学 (UVIC、UNBC) と “Proficiency Certificate”を与える大学 (SFU) とがあるが、どちらも先住民族言語文化基礎免許状の言語科目の習得を意味しており、同等の資格である。

これらの資格・免許が、どのような職業や活動に有効なのか、筆者は十分確認できていない。しかしながら、「先住民族保健・コミュニティ行政プログラム修了証」(UBC) や「先住民族コミュニティ開発自治」(UVIC)、「先住民族コミュニティ資源計画」(UNBC)、「先住民族コミュニティビジネス基礎」(VIU)、「ファーストネーション税務」(TRU)、「先住民族コミュニティ経済開発」(NVIT)、「先住民族リーダーシップ」(JIBC) など、地域づくりに関連のある資格・免許が多い。中には「先住民族マップ・映像・権利・土地権益請求権」なる土地権裁判に関係する資格・免許もある。これらの資格・免許は、先住民族の地域づくりにおいて求められる知識や技能の所在を示唆するとともに、かかる分野での人材の育成が必要なことを示している。

同時に、このような分野における雇用の創出もまた期待される。

また、ビクトリア大学で取得できる保育士（先住民族専門）やバンクーバーアイランド大学で取得できるファーストネーション保育士、フレーザー・バレー大学で取得できるソーシャルサービス（先住民族専門）のように、先住民族に特化した資格・免許もある。これらは、先住民族に固有の特殊なニーズが、保育やソーシャルサービスには存在するとともに、このような特殊なニーズに応える技能が求められていることを意味しよう。

この他、ノーザンブリティッシュコロンビア大学で取得できるファーストネーション学やメイティ学、ニスガ学のように、先住民族学ないしファーストネーション学の学修証明もある。先住民族学等で学位を取得する程ではないが、先住民族について一定の知識を身に着けていることの証明になるものであろう。このような資格は、先住民族自身が先住民族について体系的に学ぶ機会となるとともに、非先住民族のカナダ市民が、先住民族について学ぶ機会を提供することになる。

表2 BC 州立大学で得られる資格・免許

ブリティッシュコロンビア大学 (UBC)
林学部 Faculty of Forestry
認定専門森林管理士 Registered Professional Forester
継続教育部 Continuing Studies
先住民族保健・コミュニティ行政プログラム修了証 Aboriginal Health and Community Administration
ビクトリア大学 (UVIC)
教育学部 Faculty of Education 言語学科 Department of Linguistics
先住民族言語復興ディプロマ (Diploma-Indigenous Language Revitalization)
先住民族言語復興サーティフィケート (Certificate- Indigenous Language Revitalization)
人間社会開発学部 Faculty of Human and Social Development
先住民族コミュニティ開発自治 (Diploma-Indigenous Community development and Governance)
先住民族連帯論 (Certificate- Indigenous Nationhood) 保育士資格 (先住民族専門) (Diploma-Child and Youth Care-Indigenous Initiative)
芸術学部 Faculty of Fine Arts
先住民族芸術基礎論 (Foundation in Indigenous Fine Art)
サイモンフレーザー大学 (SFU)
文学・社会科学部 Faculty of Arts and Social Science ファーストネーション学科 Department of First Nations Studies
ファーストネーション言語上級話者 (11 言語) (First Nations Language Proficiency Certificate) ファーストネーション研究調査 (Certificate in First Nations Studies Research) ファーストネーション学ポストバカロレア (First Nations Studies Post-Baccalaureate Diploma)
ノーザンブリティッシュコロンビア大学 (UNBC)
文学・社会・健康科学部 College of Arts, Social and Health Science ファーストネーション学科 Department of First Nations Studies
ファーストネーション言語 (Diploma in First Nations Language) ファーストネーション公務員 (Certificate in First Nations Public Administration) ファーストネーション学 (Certificate in First Nations Studies) メイティ学 (Certificate in Metis Studies) ニスガ学 (Certificate in Nisga'a Studies) 先住民族伝統的生態学的知識 (Certificate in Traditional Ecological Knowledge)
教育学部 School of Education
ファーストネーション言語文化初等教員免許状 Educational Diploma in First Nations Language and Culture (Elementary Years)
健康科学部 School of Health and Science

先住民族保健ヒーリング (Diploma in Aboriginal Health and Healing)
科学マネジメント学部環境計画学科 School of Environmental Planning
先住民族コミュニティ資源計画 (Certificate in Aboriginal Community Resource Planning)
キャピラノ大学 (CapU)
先住民族自立的デジタル映像 (Indigenous Independent Digital Filmmaking Diploma) 先住民族自立的デジタル映像講習修了証 (Indigenous Independent Digital Filmmaking Diploma) リルワット民族言語文化教員免許 (Li'lwat Nation Language and Culture Certificate)
バンクーバーアイランド大学 (VIU)
人文学部 Faculty of Arts and Humanities 先住民族/Xwulmuxw 学科 Indigenous/Xwulmuxw Studies
ファーストネーション保育士 Child and Youth Care First Nations 先住民族建設業 (Aboriginal Construction) ファーストネーション芸術アートワン (Arts One- First Nations) 先住民族コミュニティビジネス基礎 (Business Fundamentals for Aboriginal Communities Certificate) 先住民族コミュニティ健康増進 (Community Health Promotion for Aboriginal Communities) BC 州ファーストネーション建造物検査 (British Columbia First Nations Building Inspector) ファーストネーション住宅管理 (First Nations Housing Manager)
フレーザー・バレー大学 (UFV)
文学部 College of Arts
先住民族文化言語支援 (Aboriginal Culture and Language Support- Diploma) ハルケメイレム中級話者 (Halq'emeylem- Intermeduete Proficiency Certificate) 先住民族マップ・映像・権利・土地権益請求権 (Indigenous Maps, Films, Rights, and Land Claims- Certificate) ソーシャルサービス (先住民族) (Social Service-diploma (First Nations option)) ストロー学 (Sto:lo Studies- Certificate)
トンプソン・リバー大学 (TRU)
文学部人類・社会学科
先住民族学プログラム修了証
ビジネス・経済学部 School of Business and Economics
ファーストネーション税務 (First Nation Taxation Administration Certificate) ファーストネーション応用経済学 (First Nation Applied Economics Certificate) 公認先住民族財務管理者 (Certified Aboriginal Financial Manager designation) 公認先住民族専門行政事務資格 (Certified Aboriginal Professional Administrator Designation)
教育・ソーシャルワーク学部 Faculty of Education and Social Work
ファーストネーション言語教員基礎免許状 (4 言語) First Nations Language and Culture Teachers (DSTC) Certificate
ニコラ・バレー職能大学 (NVIT)
ビジネス学科 Department of Business
先住民族コミュニティ経済開発 (Aboriginal Community Economic Development Certificate) 先住民族コミュニティ経済開発 (Aboriginal Community Economic Development Diploma) 先住民族自治・リーダーシップ (Aboriginal Governance and Leadership Certificate) 先住民族自治・リーダーシップ (Aboriginal Governance and Leadership Diploma) ファーストネーション行政事務サーティフィケート (First Nations Public Administration Certificate) ファーストネーション行政事務ディプロマ (First Nations Public Administration Diploma)
キャリア養成学科 (教育) Carrier Training (Education) Department
先住民族幼児教育サーティフィケート (Aboriginal Childhood Education Certificate) 先住民族幼児教育ディプロマ (Aboriginal Childhood Education Diploma) ファーストネーションスピーチ・言語支援 (First Nations Speech and Language Assistant Certificate) 教育コーディネーター (Education Coordinators Diploma) 先住民成人教育インストラクター (Native Adult Instructor's Diploma)
キャリア養成学科人材サービス Carrier Training (Human Services) Department
先住民族コミュニティ保健サーティフィケート (Aboriginal Community and Health Development Certificate) 先住民族コミュニティ保健ディプロマ (Aboriginal Community and Health Development Diploma)
キャリア養成学科司法研究科 Carrier Training (Justice Studies) Department
司法制度先住民族リーダーシップサーティフィケート (Aboriginal Leadership in the Justice System Certificate) 司法制度先住民族リーダーシップディプロマ (Aboriginal Leadership in the Justice System Diploma)
ブリティッシュコロンビア法務大学 (JIBC)
保健・コミュニティ・社会正義学部 School of Health, Community and Social Justice
先住民族リーダーシップ (Aboriginal Leadership Certificate)
先住民族セラピー (Aboriginal Focusing Oriented Therapy and Complex Trauma Certificate)

(註) Diploma と Certificate の訳し分けが困難であるため、原則としてこれらを訳出しなかった。訳し分けが必要な場合は、それぞれカタカナで表記した。

(出典) 各大学のウェブサイトの記事をもとに作成 (2018 年 2 月 28 日採取)

上記のような様々な資格・免許の創設は、先住民族の知を継承するとともに、そうした知を生かす場を、カナダ社会の中に創出する取り組みのように思える。あるいはまた、地域づくりに関わる様々な資格・免許が多いことから、これらの資格・免許は、眼前に広がる先住民族の地域課題の解決に必要な学習の機会を提供するものでもあるだろう。さらに、先住民族言語上級話者資格や先住民族言語文化教員基礎免許状の取得は教員になる道を開くとともに、先住民族言語の継承を可能にする。すなわち、先住民族が地域社会でも、主流社会でも活躍できる場を創出する機能を有するものに思われるのである。

④「先住民族大学」の設置

学位や先住民族言語文化教員基礎免許状、保育士や看護師等、種々の職能スキルを得られる学習施設が、多くの先住民族居住地に設置されている。このような施設が州立大学やカレッジのサテライトキャンパスとして機能したり、中には学位を取得することも可能であったりすること、またこのような学習施設自ら「カレッジ」を名乗ったりすること等から、本稿ではこのような施設を「先住民族大学」と呼ぶこととする。

BC 高等教育省は、州立大学・カレッジに対し、「先住民族サービス計画」を策定し、先住民族大学と連携した教育事業に補助金を付けている。たとえば、センチョッセン民族の居住地には、サーニッチ成人教育センターがある。サーニッチ成人教育センターは、ビクトリア大学と提携し、「先住民族コミュニティ開発・ガバナンス資格プログラム」を開設している。また、カモスンカレッジと提携し、「先住民族高等教育接続プログラム」を開設し、大学入学支援を行っている。ニスガ民族は居住地域内にニスガ大学を設置しており、ノースウェストコミュニティカレッジと提携し、「キャリア・カレッジ進学プログラム」を開設している。またノーザンブリティッシュコロンビア大学と提携し、同大学のサテライトキャンパスとして、ニスガ語やニスガ研究の授業を行っている。ニスガ大学では、ニスガ研究で博士号を取得することも可能である。スニユネイムクゥ民族は、居住地域にスニユネイムクゥ成人学習センターを設置しており、ビクトリア大学と提携して、フルクィナム言語復活プログラムを開設している（広瀬 2012、広瀬 2017）。

ここに掲げた先住民族大学は、「先住民族サービス計画」を利用している先住民族大学のみであり、州内の先住民族大学のごく一部である。2017 年度現在、BC 州内には先住民族大学が 43 校設置されている（IAHLA 2018）。かつて高等教育を受けるためには、中等学校資格を取得した上で、都市部に移住しなければならなかった。また、そこでの教育内容も、必ずしも、先住民族の日常的な課題に関わるものではなかった。そのことを考えれば、先住民族居住地に先住民族大学を設置し、地域課題の解決やキャリア形成にかかわる講座が設置することは、まさしく脱植民地化の実践と言えよう。

4. 先住民族の「伝統的な生態学的知識」および「伝統的認識論」の教授

「伝統的な生態学的知識」とは、大村敬一によれば、「欧米の近代科学の基準における「自然」環境についてだけでなく、「社会」や「超自然」をも含むかたちで先住民に把握されている環境全体に対して、過去何世紀にわたるその環境との相互作用を通して諸先住民族がそれぞれに鍛え上げてきたさまざまな知識と信念と実践の統合的体系の総称」のことである(大村 2002)。また、「伝統的認識論」とは、ここでは「諸先住民族がそれぞれに鍛え上げてきた様々な知識と信念」を形成する先住民族固有の認識のあり方を指すこととする。本稿では両者を合わせて「伝統知」と呼ぶこととする。先住民族の「伝統知」とは、例えば、次のようなものである。

初心の鮭漁者に、食べられるところはすべて食べ、残したものはすべてナス川に戻すことを教える。大洋から帰ってくる流れを発見できるように、正しく臭いのついた流れをつかめるよう、魚は、鮭の遺骸を必要とするのだと、ニスガの民は説明する。(Snivery 1997, n.d.)

『脱植民地化の教育 (Decolonizing Education)』の著者であるマリー・バットィステは、「先住民族知あるいは先住民族認識論が生き残っているところでは、これらの知は、先住民族言語を通して伝承される」と述べ、「言語を共有することを通して、先住民族は、いつ世界は動くのか、正しい行為とはどのようなものから成り立つものなのかについての信念を生み出す」と述べる (Battiste 2013, p.33)。バットィステのこの指摘は、先住民族言語の教育は、単なる語学の教育ではなく、先住民族の伝統知を継承するものとならねばならないということを示唆するものである。

バットィステはまた、「革新的で倫理的」な教育制度を創るためには、「先住民族の認識論や教授法を、ヨーロッパ系カナダ人の認識論や教授法と混ぜ合わせる必要がある。現在、この大地に根差した先住民族の言語への支援がなければ、先住民族の認識論には死が許されているだけであり、ヨーロッパ人の知の世界が継続することを支援することになる」と主張する (ibid., p.168)。バットィステのこの指摘は、学校教育制度の中に先住民族学習の場がどんなに増えても、ヨーロッパ的な価値観に基づく教育内容編成がおこなわれ、ヨーロッパ的な価値観に基づく授業スタイルで教授する限り、先住民族の言語や文化の核たる先住民族の「知」は死滅してしまうことを示唆しており、学校教育を通した先住民族の知の継承の在り方を考える上で極めて重要である。先住民族学習をすすめれば進めるほど、実は、先住民族の伝統知の自滅を招くかもしれないのである。

5. アイヌ民族の伝統知継承の方法論の構築にむけて

カナダの事例から示唆されることは、まず何より、学校教育の中で正規科目として、アイヌ民族の言語、文化、歴史、現在の諸問題が教授されるべきである。先住民族言語について言え

ば、先住民族言語が科目となっていることで、先住民族言語教員の養成が必要となる。先住民族言語教員の養成とはすなわち先住民族言語話者の養成であるから、先住民族言語の科目化は、先住民族言語の存続を制度的に保障するものとなる。カナダにおいて先住民族言語が生き残っているところでは、必ずと言っていいほど、この仕組みが存在する。

また、アイヌ民族の居住地域において、アイヌ民族の伝統を学び、実践する場が必要であろう。たとえば生活館を拠点に、アイヌ民族の土地の変遷や継承されてきた文化、慣習、歴史を学んだり、遺骨返還等の現代的な課題について学んだりすることも重要である。このような学びを促すために、たとえば生活館を大学のサテライトキャンパスとし、そこでの学びを大学の単位として認める等も考えられてよいのではないか。このような取り組みは、そこに人が集まり、学びあい、実践することで、人と人とのつながりを生み出すことから、現代的なコタンの再生につながるものと考えらる。

今ひとつ重要なことは、バッティステの指摘した先住民族認識論の継承のあり方の問題である。アイヌ民族の伝統知は、アイヌプリの中に色濃く残っている。たとえば、酒を飲む前に、ストーブに酒をかける行為は、火の神への感謝を示す行為とされる。これもまた、アイヌ民族固有の認識論であり、伝統知である。このような「知」の継承は、日々の暮らしを通して行われるものであるが、学校はもちろんのこと、文化伝承の場等、様々な場面を通じて、意識的に継承していくことも重要となろう。

カナダの先住民族教育政策は、政府主導ではなく、教育自治要求に根差した先住民族の声に突き上げられながら展開してきた。成功しているかに見える事例には、必ず、企画・運営の中心に先住民族がいる。アイヌ民族の知とは何であり、これを学校で、家庭で、地域でいかに継承するかを、アイヌ民族自身が明らかにし、実践すること、そして、日本社会がそれを理解し、支援することがどうしても必要である。このことによってこそ、アイヌ民族の知の継承が可能となる。そして、このことによって始めて、日本社会はアイヌ民族との「共生社会」を実現し、成熟した社会になっていくのである。

参考文献

- AFN (Assembly of First Nations). (2009). *First Nations Control of First Nations Education*, Ottawa: AFN.
- Battiste, Marie. (2013). *Decolonizing Education*, Saskatoon: Purich.
- BC Ministry of Education. (1998). *Shared Learnings: Integrating BC Aboriginal Content K- 10*, Victoria: Ministry of Education, Province of British Columbia.
- BC Ministry of Education. (2006). *BC First Nations Studies 12: Integrated Resource Package 2006*, Victoria: Ministry of Education, Province of British Columbia.
- BC Ministry of Education. (2018a). *Area of Learning: SOCIAL STUDIES — B.C. First Peoples Grade12*, Victoria: Ministry of Education, Province of British Columbia.

- BC Ministry of Education. (2018b). *Area of Learning: SOCIAL STUDIES — Contemporary Indigenous Studies Grade 12*, Victoria: Ministry of Education, Province of British Columbia.
- BC Ministry of Education. (2008c). *English 12 First Peoples: Integrated Resource Package* Victoria: Ministry of Education, Province of British Columbia.
- BC Ministry of Education. (2018d). *Area of Learning: ENGLISH FIRST PEOPLES Grade 12*, Victoria: Ministry of Education, Province of British Columbia.
- BC Ministry of Education. (2018e). 「BC カリキュラムの改革——オリエンテーション・ガイド」Victoria: Ministry of Education, Province of British Columbia.
- BC Ministry of Education. (2019). *The B.C. Graduation Program Policy Guide*, Victoria: Ministry of Education, Province of British Columbia.
- BC Ministry of Education. (n.d.). “First Nations 12 IRP (Integrated Resource Package). BC Ministry of Education の website< www.bced.gov.bc.ca/abed/welcome.htm > より 2001 年 5 月 6 日採取。
- CEA (Canadian Education Association). (1984). *Recent Developments in Native Education*, Toronto: CEA.
- FNESC (First Nations Education Steering Committee). (2011). *Teaching Mathematics in a First Peoples Context Grade 8 and 9*, West Vancouver: FNESC.
- FNESC and FNSA (First Nations Schools Association). (2016). *Science First Peoples Teacher Resource Guide*, West Vancouver: FNESC.
- IAHLA (Indigenous Adult and Higher Learning Association). (2018). *IAHLA ANNUAL REPORT 2017 / 2018*, West Vancouver: IAHLA.
- Kirkness, Verna and Bowman, Sheena. (1992). *First Nations and Schools: Triumphs and Struggles*, Toronto: Canadian Education Association.
- More, Arthur. (1983). *Indian Education Projects a-A Programs in B.C.* Vancouver: Faculty of Education, University of British Columbia.
- More, Arthur. (1989). *Native Indian Education Projects and Programs in B.C.*, Victoria: Ministry of Education Native Indian Education Branch.
- Nanaimo Daily News. (2004). *Nanaimo Daily News*, February 23, 2004.
- NIB (National Indian Brotherhood) .(1972). *Indian Control of Indian Education*, Ottawa: NIB.
- Province of B.C. (n.d.a). “Indigenous Languages of British Columbia”,
<<https://www2.gov.bc.ca/gov/content/education-training/k-12/teach/curriculum/languages-template/indigenous-languages>>2020 年 1 月 31 日採取。
- Province of BC. (n.d.b). “Indigenous Knowledge and Perspectives in K-12 Curriculum”
<<https://curriculum.gov.bc.ca/curriculum/indigenous-education-resources/indigenous-knowledge-and-perspectives-k-12-curriculum>>2020 年 1 月 31 日採取。
- Province of BC. (n.d. c). “School Districts with an Enhancement Agreement”

- <<https://www2.gov.bc.ca/gov/content/education-training/k-12/administration/Program-management/aboriginal-education/aboriginal-education-enhancement-agreements/school-districts-with-an-enhancement-agreement>>2020 年 1 月 31 日採取。
- Snivery, Gloria John. (1997). “Knowing home: Nisga’a traditional Knowledge and wisdom improve environmental discussion making”, *Alternative Journal* 23(3).
- 広瀬健一郎、下村智子（2003）「連邦政府の先住民族教育制度」、小林順子他編『21 世紀にはばたくカナダの教育』（カナダの教育 2）、東信堂。
- 広瀬健一郎（2006）「カナダの先住民族は、なぜ、教育自治を追求するのか？—政策案『インディアン教育はインディアンの手で』（全国インディアン協会、1972 年）の成立基盤の分析を中心に」、『カナダ教育研究』第 4 号、カナダ教育研究会。
- 広瀬健一郎、岸上伸啓、下村智子（2006）「先住民に対する公用語教育」、関口礼子、浪田克之介編『多様社会カナダの「国語」教育—高度国際化社会の経験からの日本への示唆』、東信堂。
- 広瀬健一郎（2011）「カナダ首相による元インディアン寄宿舎学校生徒への謝罪に関する研究—謝罪への過程とその論理—」、『国際人間学部紀要』第 17 号、鹿児島純心女子大学国際人間学部。
- 広瀬健一郎（2012）「ニスガ条約(Nisga'a Final Agreement)下における先住民族教育権保障の展開——ニスガ自治区の教育制度と実践」、『カナダ教育研究』第 10 号、カナダ教育学会。
- 広瀬健一郎（2014）「カナダにおける先住民族教育システム構築のための論理と戦略：日本への示唆を求めて」、『アイヌ民族・先住民族教育の現在』（日本の社会教育 58）、東洋館出版社。
- 広瀬健一郎（2015）「カナダにおけるインディアン芸術政策の歴史—伝統工芸の継承と教育を中心に」、『国立民族学博物館調査報告』第 131 号、国立民族学博物館。
- 広瀬健一郎（2017）「ブリティッシュコロンビア州政府の先住民族中等後教育政策における先住民族大学」、『こども学研究：こども発達臨床センター紀要』第 9 号、鹿児島純心女子大学こども発達臨床センター。
- 広瀬健一郎（2018）「ブリティッシュコロンビア州の大学による先住民族教育における民族大学の役割——先住民族言語文化教員養成制度を中心に」、『こども学研究：こども発達臨床センター紀要』第 10 号、鹿児島純心女子大学こども発達臨床センター。
- 広瀬健一郎（2019）「先住民族教育権保障に関する政策協議の枠組みの形成過程—『力を結集して—カナダ先住民族行動計画』後の教育自治政策を中心に」、『カナダ教育研究』第 17 号、カナダ教育学会。
- 大村敬一（2002）「「伝統的な生態学的知識」という名の神話を超えて—交差点としての民族誌の提言」、『国立民族学博物館研究報告』27 巻 1 号、国立民族学博物館。

